

滋賀県税の課税免除および不均一課税に関する条例の一部を改正する条例案について

1 趣旨

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（以下「新過疎法」という。）の制定（※）に伴い、過疎地域における地方税の課税免除等に伴う減収補てん措置が拡充および延長されたことを踏まえ、滋賀県税の課税免除および不均一課税に関する条例（昭和41年滋賀県条例第14号）の一部を改正しようとするもの。

※新過疎法の制定に伴い、本県の過疎地域は、これまで長浜市の旧余呉町区域および高島市の旧朽木村区域の2地域であったが、今回から新たに、長浜市の旧虎姫町区域、旧木之本町区域および旧西浅井町区域の3地域が過疎地域の要件を満たすことになった。

2 過疎地域における現行の課税免除制度の概要

- (1) 過疎地域内において、製造業、旅館業または農林水産物等販売業を営む者が、令和3年3月31日までの間に一定の設備投資をした場合に、事業税、不動産取得税および固定資産税を課税免除する。（事業税と固定資産税は、3年間）
- (2) 過疎地域内において、畜産業または水産業を営む個人について、その者または同居の親族による労力により事業を行った日数の合計が当該年の延べ労働日数の1/3超～1/2以下（※）である場合に、事業税を課税免除する。（5年間）

※1/2超の場合（主として自家労力を用いて行うもの）は、そもそも課税対象外。

3 改正の概要

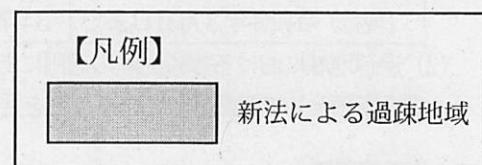
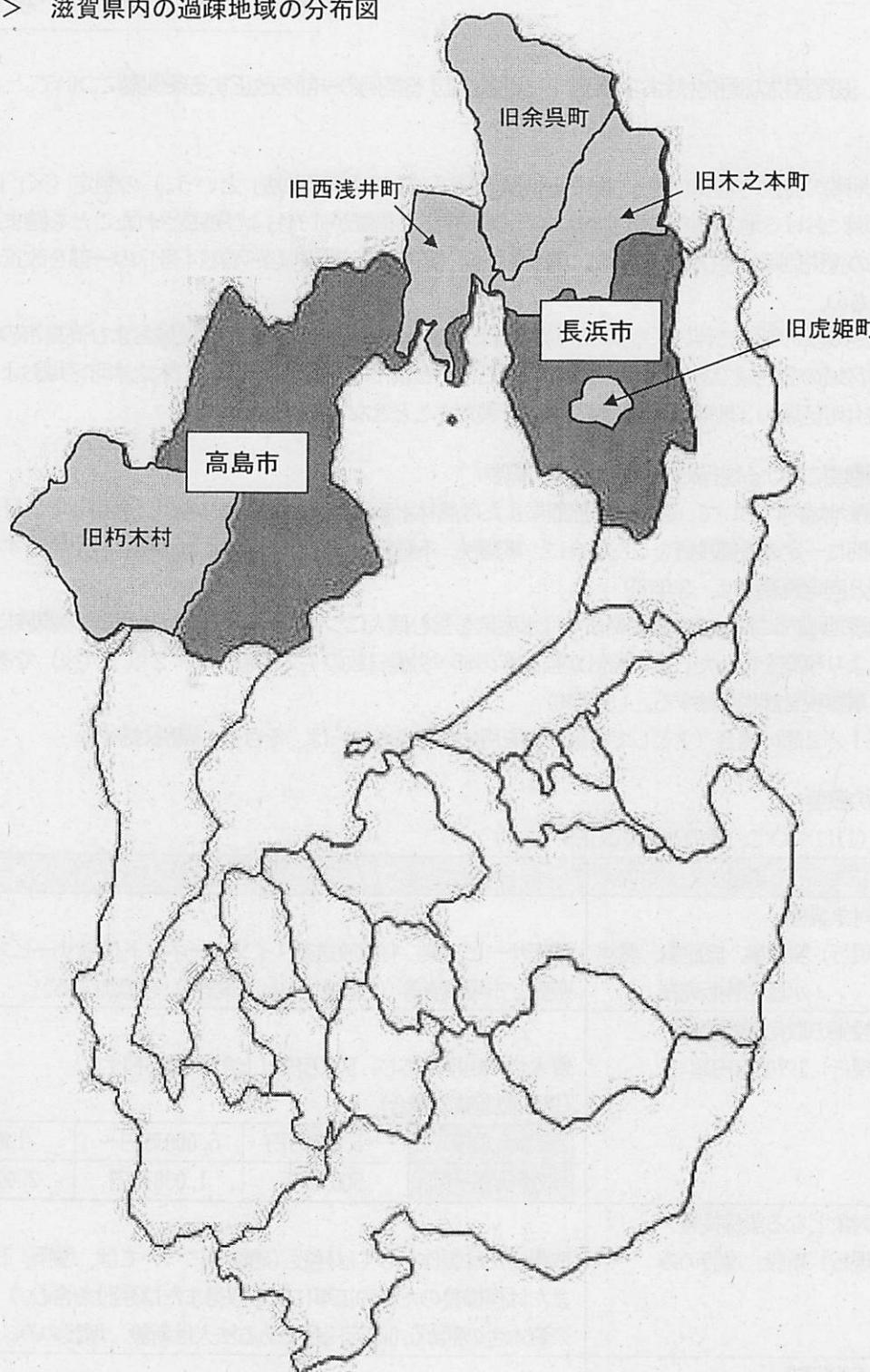
- (1) 2(1)について、次のとおり改正する。

項目	改正内容								
①対象業種 (現行) 製造業、旅館業、農林水産物等販売業	情報サービス業、有線放送業、インターネット付随サービス業、通信販売、市場調査等（「情報サービス業等」）を追加する。								
②設備の取得価額要件 (現行) 2,700万円超	資本金の規模に応じ、500万円以上まで引き下げる。 (例：製造業の場合)								
	<table border="1"> <tr> <td>資本金規模</td> <td>~5,000万円</td> <td>5,000万円~</td> <td>1億円~</td> </tr> <tr> <td>取得価額下限</td> <td>500万円</td> <td>1,000万円</td> <td>2,000万円</td> </tr> </table>	資本金規模	~5,000万円	5,000万円~	1億円~	取得価額下限	500万円	1,000万円	2,000万円
資本金規模	~5,000万円	5,000万円~	1億円~						
取得価額下限	500万円	1,000万円	2,000万円						
③対象となる設備投資 (現行) 新設、増設のみ	取得または製作もしくは建設（建物等については、増築、改築、修繕または模様替のための工事による取得または建設を含む。）とする。 ※資本金の額が5,000万円超である法人は新設、増設のみ。								
④適用期間 (現行) 令和3年3月31日まで	3年間延長する。（令和6年3月31日まで）								
(2) 過疎地域における課税免除の適用にあたっては、新過疎法に基づく市町村計画において、産業振興促進事項として記載されていることを要することとする。									

4 施行期日等

公布日から施行する。ただし、改正後の規定は、令和3年4月1日まで遡って適用する。

＜参考＞ 滋賀県内の過疎地域の分布図



滋賀県税の課税免除および不均一課税に関する条例の一部を改正する条例案要綱

1 改正の理由

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）等の制定に伴い、過疎地域における課税免除について、その対象を見直すとともに、課税免除の適用期限を延長するため、滋賀県税の課税免除および不均一課税に関する条例（昭和41年滋賀県条例第14号）の一部を改正しようとするものです。

2 改正の概要

(1) 過疎地域における課税免除について、次の改正を行うこととします。（第2条および第3条関係）

- ア 課税免除の適用を受ける区域を過疎地域のうち過疎地域持続的発展市町村計画に記載された産業振興促進区域とすること。
- イ 対象事業について、情報サービス業等を加えるとともに、過疎地域持続的発展市町村計画において振興すべき業種として定められた事業に限ること。
- ウ 第1種特別償却設備の取得価額の要件を緩和するとともに、対象となる設備投資の範囲を拡大すること。
- エ 第1種特別償却設備に係る県税の課税免除の適用期限を令和6年3月31日まで延長すること。

(2) その他

- ア この条例は、公布の日から施行することとします。
- イ この条例の施行に関し必要な経過措置を定めることとします。
- ウ その他所要の規定の整備を行うこととします。

滋賀県税の課税免除および不均一課税に関する条例新旧対照表

旧	新
第1条 省略 (定義)	第1条 省略 (定義)
第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1) <u>過疎地域 過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第2条第2項</u> の規定により過疎地域として公示された県内の区域をいう。	第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1) <u>過疎地域 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号。以下「過疎地域持続的発展支援法」という。）第2条第1項</u> に規定する過疎地域（過疎地域持続的発展支援法の規定により過疎地域とみなされる区域を含む。）をいう。
(新設)	(1)の2 <u>産業振興促進区域 過疎地域持続的発展支援法第8条第4項第1号</u> に規定する産業振興促進区域として同条第1項に規定する市町村計画（第5号において「市町村計画」という。）に記載された県内の区域をいう。
(2)～(4) 省略	(2)～(4) 省略
(5) <u>第1種特別償却設備 製造</u> （ガスの製造および発電を除く。次号ならびに次条および第4条において同じ。）の事業、農林水産物等販売業（過疎地域自立促進特別措置法第30条に規定する農林水産物等販売業をいう。次条において同じ。）または旅館業（旅館業法（昭和23年法律第138号）第2条第2項に規定する旅館・ホテル営業および同条第3項に規定する簡易宿所営業（これらの事業のうち風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第6項に規定する店舗型性風俗特殊営業に該当する事業を除く。）をいう。以下同じ。）の用に直接供する一の設備（ガスの製造または発電に係る設備を含む。）で、これを構成する減価償却資産（所得税法施行令（昭和40年政令第96号）第6条第1号から第7号までまたは法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第13条第1号から第7号までに掲げる減価償却資産をいう。以下同じ。）の取得価額の合計額が2,700万円を超えることにより租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第12条第1項の表の第1号の第2欄また	(5) <u>第1種特別償却設備 製造業、農林水産物等販売業（過疎地域持続的発展支援法第23条に規定する農林水産物等販売業をいう。以下この号および次条において同じ。）、旅館業（旅館業法（昭和23年法律第138号）第2条第2項に規定する旅館・ホテル営業および同条第3項に規定する簡易宿所営業（これらの事業のうち風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第6項に規定する店舗型性風俗特殊営業に該当する事業を除く。）をいう。以下同じ。）または情報サービス業等（情報サービス業、有線放送業、インターネット附随サービス業その他規則で定める事業をいう。以下この号および次条第1項第1号アにおいて同じ。）（これらの事業のうち産業振興促進区域内において振興すべき業種として市町村計画に定められたものに限る。以下この号および次条第1項第1号アにおいて同じ。）の用に直接供する一の設備で租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第12条第3項の表の第1号の下欄または第45条第2項の表の第1号の下欄の規定の適用を受</u>

は第45条第1項の表の第1号の第2欄に掲げる事業の用に供する設備で
同法第12条第1項の表の第1号の第3欄または第45条第1項の表の第1
号の第3欄の規定の適用を受けるものをいう。

(新設)

(新設)

(6) 第2種特別償却設備 製造の事業、旅館業、情報サービス業、有線放送業、インターネット附随サービス業その他規則で定める事業の用に直接供する一の設備（ガスの製造または発電に係る設備を含む。）で、これを構成する減価償却資産の取得価額の合計額が次に掲げる事業の区分に応じそれぞれ次に定める額以上であることにより、租税特別措置法第12条第3項の表の第3号または第45条第2項の表の第3号の規定の適用を受けるものをいう。

ア 製造の事業または旅館業 500万円（租税特別措置法施行令（昭和32年政令第43号）第28条の9第10項に規定する資本金の額等が5,000万円を超える、1億円以下である法人にあつては1,000万円、同項に規定する資本金の額等が1億円を超える法人にあつては2,000万円）

イ 情報サービス業、有線放送業、インターネット附隨サービス業その他規則で定める事業 500万円

(7)・(8) 省略

（過疎地域における県税の課税免除）

第3条 青色申告書を提出する法人または個人が過疎地域のうち当該過疎地域に係る市町村の廃置分合または境界変更に伴い過疎地域自立促進特別措置法第33条第1項の規定に基づいて新たに当該過疎地域に該当することとなつた地区以外の区域内において当該過疎地域の公示の日から令和3年3月31日までの期間内に製造の事業、農林水産物等販売業または旅館業の用

けるものであつて、取得価額の合計額が次に掲げる事業の区分に応じそれぞれ次に定める額以上のものをいう。

ア 製造業または旅館業 500万円（租税特別措置法施行令（昭和32年政令第43号）第28条の9第10項に規定する資本金の額等（以下「資本金の額等」という。）が5,000万円を超える、1億円以下である法人にあつては1,000万円、資本金の額等が1億円を超える法人にあつては2,000万円）

イ 農林水産物等販売業または情報サービス業等 500万円

(6) 第2種特別償却設備 製造の事業、旅館業、情報サービス業、有線放送業、インターネット附隨サービス業その他規則で定める事業の用に直接供する一の設備（ガスの製造または発電に係る設備を含む。）で、これを構成する減価償却資産の取得価額の合計額が次に掲げる事業の区分に応じそれぞれ次に定める額以上であることにより、租税特別措置法第12条第3項の表の第3号または第45条第2項の表の第3号の規定の適用を受けるものをいう。

ア 製造の事業または旅館業 500万円（資本金の額等が5,000万円を超える、1億円以下である法人にあつては1,000万円、資本金の額等が1億円を超える法人にあつては2,000万円）

イ 情報サービス業、有線放送業、インターネット附隨サービス業その他規則で定める事業 500万円

(7)・(8) 省略

（産業振興促進区域における県税の課税免除）

第3条 青色申告書を提出する法人または個人が産業振興促進区域内において過疎地域持続的発展支援法第2条第2項の規定による当該産業振興促進区域に係る過疎地域の公示の日から令和6年3月31日までの間に第1種特別償却設備の取得等（過疎地域持続的発展支援法第23条に規定する取得等（資本金の額等が5,000万円を超える法人が行うものにあつては、新設また

に供するための第1種特別償却設備を新設し、または増設したときは、当該法人または個人に対しては、次の各号に定めるところにより、それぞれ当該各号に掲げる県税を課さない。

(1) 事業税 法人については当該第1種特別償却設備を製造の事業、農林水産物等販売業または旅館業の用に供した日の属する事業年度の初日から、個人については当該第1種特別償却設備をこれらの事業の用に供した日の属する年の初日からそれぞれ3箇年に限り、法人については各事業年度、個人については各年に係る所得金額

のうち、次に掲げる区分ごとにそれぞれの区分に定める算式によつて計算した額に対して課するもの

ア その行う主たる事業が電気供給業（電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第2号に規定する小売電気事業（これに準ずるものと含む。）を除く。以下同じ。）、ガス供給業または倉庫業の法人の場合

当該法人に課する事業税の課税標準となるべき当該事業年度に係る所得×（当該新設し、または増設した設備に係る固定資産の価額／当該設備を新設し、または増設した者が県内に有する事務所または事業所の固定資産の価額（主たる事業が電気供給業またはガス供給業の法人にあつては当該固定資産の価額のうち製造事業用、農林水産物等販売業用または旅館業用の設備に係る固定資産の価額））

イ ア以外の場合

当該法人または個人に課する事業税の課税標準となるべき当該事業年度または当該年に係る所得×（当該新設し、または増設した設備に係る従業者の数／当該設備を新設し、または増設した者が県内に有する事務所または事業所の従業者の数）

(2) 不動産取得税 第1種特別償却設備を新設し、または増設した者について、当該第1種特別償却設備である家屋およびその敷地である土地の

は増設に限る。）をいう。以下この項において同じ。）をしたときは、当該法人または個人に対しては、次の各号に定めるところにより、それぞれ当該各号に掲げる県税を課さない。

(1) 事業税 法人については当該第1種特別償却設備を事業の用に供した日の属する事業年度の初日から、個人については当該第1種特別償却設備を事業の用に供した日の属する年の初日からそれぞれ3箇年に限り、法人については各事業年度、個人については各年に係る所得または収入金額（事業税の課税標準額となるものをいう。第5条において同じ。）のうち、次に掲げる区分ごとにそれぞれの区分に定める算式によつて計算した額に対して課するもの

ア その行う主たる事業が電気供給業（電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第2号に規定する小売電気事業（これに準ずるものと含む。）を除く。以下同じ。）、ガス供給業または倉庫業の法人の場合

当該法人に課する事業税の課税標準となるべき当該事業年度に係る所得×（当該取得等をした設備に係る固定資産の価額／当該設備の取得等をした者が県内に有する事務所または事業所の固定資産の価額（主たる事業が電気供給業またはガス供給業の法人にあつては当該固定資産の価額のうち製造業用、農林水産物等販売業用、旅館業用または情報サービス業等用の設備に係る固定資産の価額））

イ ア以外の場合

当該法人または個人に課する事業税の課税標準となるべき当該事業年度または当該年に係る所得×（当該取得等をした設備に係る従業者の数／当該設備の取得等をした者が県内に有する事務所または事業所の従業者の数）

(2) 不動産取得税 第1種特別償却設備の取得等をした者について、当該第1種特別償却設備である家屋およびその敷地である土地の

取得（当該過疎地域の公示の日以後の取得に限り、かつ、土地の取得については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があつた場合における当該土地の取得に限る。）に対して課するもの

(3) 固定資産税 第1種特別償却設備を新設し、または増設した者について、当該第1種特別償却設備に係る県税条例第102条に規定する大規模の償却資産を取得した場合において、当該第1種特別償却設備に係る機械および装置に対して新たに市町が固定資産税を課すこととなる年度（以下「初年度」という。）以後3箇年度に限り、当該機械および装置に対して課するもの

2 過疎地域内において畜産業または水産業を行う個人で、その者またはその同居の親族の労力によつてこれらの事業を行つた日数の合計がこれらの事業の当該年における延べ労働日数の3分の1を超えるか、かつ、2分の1以下であるものについては、当該過疎地域の公示の日の属する年以後の各年のその者の当該事業に係る所得金額に対して事業税を課さない。

3～5 省略

第4条 省略

（地方活力向上地域における県税の課税免除および不均一課税）

第5条 省略

2 地方活力向上地域内において、公示日から令和4年3月31日までの間に地域再生法第17条の2第3項の認定を受けた事業者であつて、当該認定を受けた日から同日の翌日以後2年を経過する日まで（同日までに同条第6項の規定により当該認定を取り消されたときは、その取り消された日の前日まで）の間に第3種特別償却設備を新設し、または増設したものに対して課する次の各号に掲げる県税については、それぞれ当該各号に定める税率により不均一の課税をする。

(1) 事業税（地域再生法第17条の2第1項第1号に掲げる事業を実施する場合であつて、第3種特別償却設備を当該事業の用に供した日の属する

取得（当該産業振興促進区域内に係る過疎地域の公示の日以後の取得に限り、かつ、土地の取得については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があつた場合における当該土地の取得に限る。）に対して課するもの

(3) 固定資産税 第1種特別償却設備の取得等をした者について、当該第1種特別償却設備に係る県税条例第102条に規定する大規模の償却資産を取得した場合において、当該第1種特別償却設備に係る機械および装置に対して新たに市町が固定資産税を課すこととなる年度（以下「初年度」という。）以後3箇年度に限り、当該機械および装置に対して課するもの

2 産業振興促進区域内において畜産業または水産業を行う個人で、その者またはその同居の親族の労力によつてこれらの事業を行つた日数の合計がこれらの事業の当該年における延べ労働日数の3分の1を超えるか、かつ、2分の1以下であるものについては、当該産業振興促進区域内に係る過疎地域の公示の日の属する年以後の各年のその者の当該事業に係る所得に対して事業税を課さない。

3～5 省略

第4条 省略

（地方活力向上地域における県税の課税免除および不均一課税）

第5条 省略

2 地方活力向上地域内において、公示日から令和4年3月31日までの間に地域再生法第17条の2第3項の認定を受けた事業者であつて、当該認定を受けた日から同日の翌日以後2年を経過する日まで（同日までに同条第6項の規定により当該認定を取り消されたときは、その取り消された日の前日まで）の間に第3種特別償却設備を新設し、または増設したものに対して課する次の各号に掲げる県税については、それぞれ当該各号に定める税率により不均一の課税をする。

(1) 事業税（地域再生法第17条の2第1項第1号に掲げる事業を実施する場合であつて、第3種特別償却設備を当該事業の用に供した日の属する

事業年度以後3年の各事業年度または当該日の属する年以後3年の各年の所得または収入金額（事業税の課税標準額となるものをいう。以下同じ。）のうち当該第3種特別償却設備に係るものとして計算した額に対して課するものに限る。） 県税条例第38条の3または第38条の7の4に定める税率に、次の表の左欄に掲げる年度または年の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる割合を乗じて得た税率

年度または年の区分	割合
初年度または初年	2分の1
第2年度（初年度の翌年度または初年の翌年をいう。以下同じ。）	4分の3
第3年度（第2年度の翌年度または翌年をいう。）	8分の7

(2) 省略

3・4 省略

第6条以下 省略

事業年度以後3年の各事業年度または当該日の属する年以後3年の各年の所得または収入金額

（うち当該第3種特別償却設備に係るものとして計算した額に対して課するものに限る。） 県税条例第38条の3または第38条の7の4に定める税率に、次の表の左欄に掲げる年度または年の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる割合を乗じて得た税率

年度または年の区分	割合
初年度または初年	2分の1
第2年度（初年度の翌年度または初年の翌年をいう。以下同じ。）	4分の3
第3年度（第2年度の翌年度または翌年をいう。）	8分の7

(2) 省略

3・4 省略

第6条以下 省略